

各 位

大阪市職業指導センター
所長 今西 智奈美

災害等による交通機関の運休及び気象警報による訓練の取り扱いについて

(1) 災害等による交通機関の運休による訓練の取り扱い

OsakaMetro 地下鉄 四つ橋線 および ニュートラム 南港ポートタウン線が全面運休している場合

取り扱い基準時刻	訓練の取り扱い	
午前7時までに解除の場合	いつでもおり訓練があります	9:20～訓練
午前10時までに解除の場合	午後より訓練があります。	13:00～訓練

※午前10時を過ぎても解除されない場合は、休校となります。

※訓練中に発表された場合は、それ以降の訓練を中止し、

徒歩や自転車などで帰宅する手段がある訓練生は、安全確認の上、帰宅してもらいます。

交通機関の利用が必要な訓練生は、センター内で待機させ、状況が回復後、安全確認の上、帰宅してもらいます。

※出勤途中の場合は、帰宅または出勤のいずれか安全な方を選択するようにしてください。

(2) 気象警報発令による訓練の取り扱い

大阪府内において台風等により、『暴風警報（特別警報）』が訓練生の居住地及び大阪府域に発令されている場合

取り扱い基準時刻	訓練の取り扱い	
午前7時までに解除の場合	いつでもおり訓練があります	9:20～訓練
午前10時までに解除の場合	午後より訓練があります。	13:00～訓練

※午前10時を過ぎても解除されない場合は、休校となります。

※訓練中に、暴風警報・特別警報が発令された場合は、それ以降の訓練を中止し、状況を見て帰宅してもらいます。

上記(1)(2)以外でも出勤が危険であると判断した場合は、無理せず安全を第一に考えて

対応してください。危険と判断し休む場合は、センターに連絡をしてください。

なお、休校（休講）となった場合は、その分の補講を後日行います。